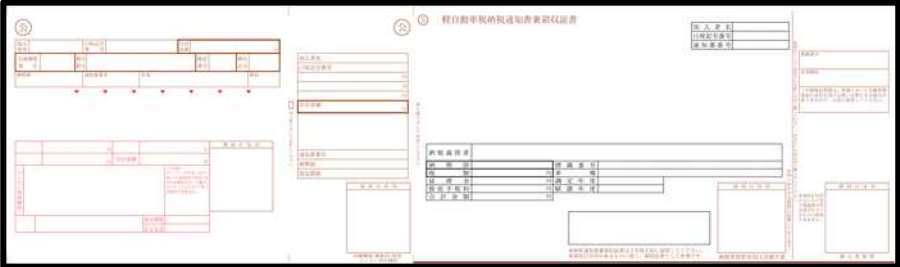



男鹿市規則第13号

男鹿市市税条例施行規則の一部を改正する規則
 男鹿市市税条例施行規則（平成17年男鹿市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																				
<p style="text-align: center;">様式第23号その2（第1条関係）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">軽自動車税納税証明書（継続検査用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税義務者</td> <td style="width: 15%;">住所 (所在地)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 (名称)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納税済年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>この証明書の有効期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 秋田県男鹿市長</p> <p style="font-size: x-small;">(注) 1. 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。 2. 清納が元天その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨が記載されます。 3. 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては、清納がない旨が記載されます。 4. この証明書の有効期限には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。</p> </div>	納税義務者	住所 (所在地)			氏名 (名称)		車両番号			納税済年月日			この証明書の有効期限			備考			<p style="text-align: center;">様式第23号その2（第1条関係）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税義務者</td> <td style="width: 15%;">住所 (所在地)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 (名称)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納税済年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>この証明書の有効期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 男鹿市長 氏 印</p> <p style="font-size: x-small;">(注) 1. 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。 2. 清納が元天その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨が記載されます。 3. 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては、清納がない旨が記載されます。 4. この証明書の有効期限には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。</p> </div>	納税義務者	住所 (所在地)			氏名 (名称)		車両番号			納税済年月日			この証明書の有効期限			備考		
納税義務者	住所 (所在地)																																				
	氏名 (名称)																																				
車両番号																																					
納税済年月日																																					
この証明書の有効期限																																					
備考																																					
納税義務者	住所 (所在地)																																				
	氏名 (名称)																																				
車両番号																																					
納税済年月日																																					
この証明書の有効期限																																					
備考																																					

改正後	改正前
<p>様式第35号（第1条関係）</p> 	<p>様式第35号（第1条関係）</p> 
備考	改正箇所は、太枠で示した部分である。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。